

業務実施要領

1 自動販売機及び販売商品

- (1) 自動販売機の設置に伴い設置事業者保健所への届出義務がある場合は、設置までに届出を完了すること。
- (2) 販売商品の容器は缶・ペットボトルに限るものとし、ガラスびんは禁止する。ただし、ガラスびんは新潟市が認めた場合のみ販売可とする。
- (3) 新潟市が自動販売機の機種（型式）並びに販売商品の種類を変更しようとするときは、事前協議すること。
- (4) 設置事業者が販売価格帯を新設又は変更しようとするときは新潟市と事前協議すること。

2 自動販売機の搬入及び撤去

- (1) 搬入に際しては、新潟市の指示に従うこと。
- (2) 契約期間満了の日までに撤去すること。

3 売上金額等の確認について

設置事業者は各月の売上金額等を自動販売機のカウンターにより毎月25日以降月末までに確認し、翌月15日までに新潟市に報告すること。ただし、新潟市が立ち合いを申し出た場合は、新潟市立ち合いのうえ確認すること。また、新潟市が売上金額等の調査を行う場合は、実地調査及び関係書類等の提出を求めることができる。

4 設置事業者の商品管理

- (1) 商品管理に万全を期すこと。特に不良品点検（賞味期限切れ等）は厳しく管理すること。
- (2) 平日・休日にかかわらず適宜商品を補充し、売切れが生じないようにすること。
- (3) 商品等の搬出入時は制服又は名札を着用し、通常は施設所定の出入口から行うこと。

5 その他

- (1) 新潟市又は設置事業者が自動販売機の破損等の異常を発見したときは直ちに相互に通報すること。
- (2) 設置事業者は自動販売機の異常が発見されたときは速やかに解決のための人員を派遣すること。
- (3) 自動販売機の稼動は搭載機能を最大限生かし、節電に心がけること。
- (4) 容器等のゴミの撤去については、商品補充時に確実にすること。
- (5) 施設内では新潟市の指示に従うこと。